政令番号460 りん酸トリトリル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和2年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	排出量/使用量(kg/年)								
府県コート	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	1.5E+0							1.5
2	青森県	4.6E-1							0.5
3	岩手県	5.2E-1							0.5
4	宮城県	8.1E−1							0.8
5	秋田県	4.1E−1							0.4
6	山形県	7.2E-1							0.7
7	福島県	1.1E+0							1.1
8	茨城県	2.1E+0							2.1
9	栃木県	1.9E+0							1.9
10	群馬県	2.5E+0							2.5
11	埼玉県	5.7E+0							5.7
12	千葉県	2.3E+0							2.3
13	東京都	6.8E+0							6.8
14	神奈川県	3.8E+0						1.0E+1	13.9
15	新潟県	1.5E+0							1.5
	富山県	6.7E-1							0.7
17	石川県	7.5E-1							0.8
	福井県	3.9E-1						1.7E+0	2.1
	山梨県	6.6E-1							0.7
	長野県	1.6E+0							1.6
	岐阜県	2.3E+0							2.3
	静岡県	4.6E+0							4.6
	愛知県	8.6E+0							8.6
	三重県	1.8E+0							1.8
	滋賀県	7.0E-1							0.7
	京都府	9.4E-1							0.9
	大阪府	7.4E+0							7.4
	兵庫県	4.7E+0							4.7
	奈良県	7.9E-1							0.8
	和歌山県	4.5E-1							0.4
	鳥取県	2.2E-1							0.2
	島根県	3.0E-1							0.2
	岡山県	1.4E+0							1.4
	広島県	2.4E+0							2.4
	山口県	7.1E-1							0.7
	徳島県	3.5E-1							0.7
	香川県	6.1E-1							0.4
	愛媛県	8.6E-1					<u> </u>		0.0
	高知県								
	福岡県	2.8E-1							0.3
		1.9E+0					<u> </u>		
	佐賀県	4.0E-1					 		0.4
	長崎県	7.9E-1							0.8
	熊本県	6.7E-1							0.7
	大分県	5.8E-1							0.6
	宮崎県	3.9E-1							0.4
	鹿児島県	4.6E-1							0.5
47	沖縄県	3.4E-1							0.3
	全国	8.1E+1						1.2E+1	92.8